

2022年3月11日

お客様各位

米子信用金庫

相続手続の共通化について

令和4年3月14日（月）から米子信用金庫は、お客様の負担軽減および利便性向上を図るため、地域金融機関と連携して「相続手続の共通化」を実施することになりましたので、お知らせします。

記

1. 実施日

金融機関名	実施時期
山陰合同銀行、鳥取銀行	令和4年1月4日
米子信用金庫、鳥取信用金庫、倉吉信用金庫 島根銀行	令和4年3月14日

2. 共通化の概要

預金の相続手続において、手続き関連書類を次のとおり共通化いたします。

- ・各金融機関にご提出いただく「相続届」の様式・記入方法を共通化
- ・ご提出いただく確認書類（戸籍謄本）を共通化

3. 共通化の背景

高齢化が進展する山陰地域においては、今後、相続手続の増加が予想される中、現状、同じ預金等の相続手続であっても金融機関によって「相続届」の様式・記入方法が異なるほか、ご提出いただく確認書類も異なっておりました。今般、「相続届」の様式および確認書類を共通化することで、お客様の負担軽減、利便性向上に繋がるものと考えております。

〔注意〕本件は、相続手続を共同で行うものではありませんので、各金融機関所定の「相続届」や確認書類のご提出はこれまで同様必要となります。また、被相続人様のお取引内容によっては手続きが一部相違する取扱いもあります。

以上